

一般廃棄物処理（ごみ処理）に係る相互支援協定書

## 一般廃棄物処理（ごみ処理）に係る相互支援協定

大阪府ごみ処理広域化計画に基づく東大阪ブロック各市等は、一般廃棄物処理（ごみ処理に限る。以下同じ。）に支障をきたす緊急事態の発生等に備え、一般廃棄物処理に係る総合的な相互支援の実施について、以下のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、次に掲げる市及び一部事務組合（以下「協定市等」という。）の一般廃棄物処理における総合的な相互支援を図るとともに、災害時等におけるより広域な支援体制を確保することにより、協定市等の一般廃棄物処理行政の円滑な遂行を図ることを目的とする。

### ＜協定市等＞

守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、東大阪市、四條畷市、交野市、東大阪都市清掃施設組合、四條畷市交野市清掃施設組合、北河内4市リサイクル施設組合

### （相互支援の内容）

第2条 本協定により、協定市等が相互支援を実施する場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 協定市等における焼却施設、資源化施設、保管施設等の一般廃棄物処理施設（以下「施設」という。）が、故障、事故等による緊急事態に陥り、他の協定市等の施設の支援を必要とするとき。
- (2) 環境問題等の発生で一時的な処理不能の事態に陥り、他の協定市等の施設の支援を必要とするとき。
- (3) 地震、台風等の災害時などにおいて大量発生した一般廃棄物の一時保管、処理又は運搬業務のために、他の協定市等の支援を必要とするとき。
- (4) 前各号のほか、急激なごみの増加や著しい施設の処理能力低下等、一般廃棄物処理を困難とする特別な事情があると認められたとき。

2 前項の規定により、支援を受けた協定市等は、支援を受けた先の協定市等に対し、支援を受けた内容に相当する負担を行う義務を負うものとし、その負担は、処理経費、処理量その他の適切な方法により当事者間で協議の上定めるものとする。

### （協定市等の努力義務）

第3条 協定市等は、相互支援の趣旨を踏まえ、次に掲げる事項を常に留意し、一般廃

棄物処理業務を執行するものとする。

- (1) 分別収集の徹底を図り、十分なごみ質の管理を進めるとともに、ごみの発生抑制や再資源化、有効利用等を積極的に行い、ごみ減量化に努めること。
- (2) 一般廃棄物処理基本計画等に基づき、施設整備を行い、適正な一般廃棄物処理を行うように努めること。
- (3) 施設の適正な維持管理を計画的に行い、常に良好な状態で稼働できるように努めること。

(支援の要請及び受け入れ)

第4条 第2条第1項各号に掲げる事態が生じたときは、支援を必要とする協定市等は、支援を受ける処理業務に係る一般廃棄物の処理量や運搬距離、経路を勘案して、受託可能な協定市等に対し、支援を要請することができるものとする。

2 支援の要請を受けた協定市等は、自らの処理能力等を勘案し、支援の内容及びその実施を判断するものとする。

3 協定市等において、第2条第1項第4号に該当する事態が発生し、緊急かつ広域な支援が必要と認められるときは、ごみ処理広域化東大阪ブロック会議の会長市（会長市が支援を要する場合は、副会長市）は支援を要する協定市等の依頼に基づき、その他の協定市等による支援の調整を行うことができるものとする。

4 前項の規定によっても処理し難い大規模な災害等により、東大阪ブロック全体あるいは更に広範囲な支援調整を必要とするときは、支援を必要とする協定市等は、大阪府に対し支援調整を依頼するものとする。

(支援の方式)

第5条 協定市等は、相互支援の実施について信義に基づいて行うものとする。

2 この協定による支援の要請及び受け入れに関する細目事項については、その都度、支援を要請する協定市等が支援の要請を受ける協定市等に対し、依頼文書により提出するものとする。

(情報の交換)

第6条 この協定の円滑な運用を期するために、協定市等は一般廃棄物処理に係る相互の緊密な連携と情報交換を積極的に行うものとする。

(疑義の決定等)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し生じた疑義は、協定市等が協議して決定するものとする。

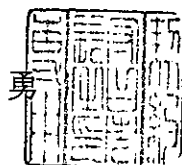
(適用)

第8条 この協定の有効期限は、平成20年4月1日から2年間とする。ただし、期間満了前6ヶ月までに、いずれの協定市等からも改廃等の申し出がない場合は、更に2年間延長するものとし、その後も同様とする。

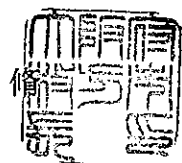
この協定締結の証として、本書11通を作成し、各協定市等記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成20年 3月 3日

守口市長 西口

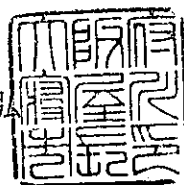


枚方市長 竹内



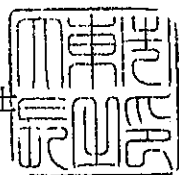
寝屋川市長 馬場

好弘



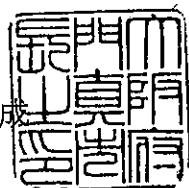
大東市長 岡本

日出士



門真市長 園部

一成



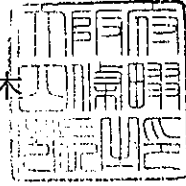
東大阪市長

野田 義和



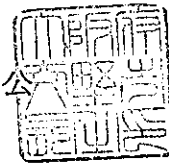
四條畷市長

田中 夏木



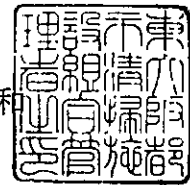
交野市長

中田 仁



東大阪都市清掃施設組合管理者

野田 義和



四條畷市交野市清掃施設組合管理者

田中 夏木



北河内4市リサイクル施設組合管理者

馬場 好

